

奨励金制度利用者の皆様へ

高崎市総務部スポーツ課

高崎市各種スポーツ競技大会奨励金制度の改正について

日頃より、本市のスポーツ振興・発展のために多大なるご尽力いただき、感謝申し上げます。

令和5年4月1日より高崎市各種スポーツ競技大会奨励金交付要領の一部が改正となりますのでお知らせ致します。

■主な改正点

- ・ 交付対象大会の変更（適用日：令和5年4月1日）
関東大会（東日本大会を含む。）が奨励金の対象外となります。

現行	改正後
(1) 関東大会（東日本大会を含む。） (2) 全国大会 (3) オリンピック競技大会等 (4) 前号以外の国際大会 (5) 市長が特に認めた <u>関東大会</u> ・全国大会に準じるもの	(1) 全国大会 (2) オリンピック競技大会等 (3) 前号以外の国際大会 (4) 市長が特に認めた全国大会に準じるもの

現行（令和5年3月31日まで）

区分	対象となる大会	交付金額 (一人当たり)	限度額 (一回の申請当り)
小学生・中学生	<u>関東大会</u>	<u>5,000円</u>	<u>100,000円</u>
	全国大会	10,000円	100,000円
高校生・大学生・一般	全国大会	10,000円	100,000円
市民	オリンピック 競技大会等	30,000円	—
	その他の国際大会	20,000円	—

■添付資料

- ・ 高崎市各種スポーツ競技大会奨励金制度

高崎市各種スポーツ競技大会奨励金制度

高崎市スポーツ課

1. 各種スポーツ競技大会奨励金とは

市民スポーツ活動の推進及び競技力の向上を図るため、各種スポーツ競技大会に出場する団体や個人に対して奨励金を交付する制度です。

2. 対象となる大会

オリンピック競技大会等、3か国以上が参加する国際大会及び次のいずれかが主催又は主管する全国大会。ただし、予選会、競技成績等による選考会及び推薦を経て出場したものに限りません。

- (1) 文部科学省
- (2) 各都道府県及び都道府県教育委員会
- (3) (公財) 日本スポーツ協会又は同協会加盟の競技団体その他これに準じる団体
- (4) (公財) 日本パラスポーツ協会又は同協会加盟の競技団体その他これに準じる団体
- (5) (公財) 日本オリンピック委員会及び同委員会正加盟競技団体

なお、中学体育連盟が主催する大会と高崎市から財政的支援を受けている大会は対象となりません。※令和5年4月1日より関東大会・東日本大会は対象外となりました。

3. 交付対象者

競技大会等の名簿に登録された選手、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナーであって、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 市内の学校に在学している方
- (3) 市内の学校に在籍する方

なお、高崎市の他の補助制度から、大会に出場することに伴う財政的支援を受けている方は対象となりません。(国体壮行金など)

3. 奨励金の交付額

- (1) 全国大会の場合
個人：一人当たり 1万円
団体：交付対象者数に1万円を乗じた額(限度額10万円)
- (2) オリンピック競技大会等の場合
個人：一人当たり3万円
- (3) 上記以外の国際大会(3か国以上が参加するもの)の場合
個人：一人当たり 2万円

4. 奨励金交付の流れ

申 請

競技大会等の終了日から 30 日以内にスポーツ課（庁舎 8 階）へ提出してください。

提出書類

- (1) 奨励金交付申請書
- (2) 競技大会等の要項
- (3) 競技大会等の参加資格を証明する書類
(出場名簿、推薦状、予選会や選考会の結果など)
- (4) 競技大会等に出場したことを明らかにする書類
(大会結果、トーナメント表など)
- (5) 請求書
- (6) 委任状（交付対象者と申請者、請求者、受取口座名義人が異なる場合のみ）

交 付

申請受付後、おおむね 20 日程度で指定口座に入金となります。

5. 申請書等の配布

スポーツ課・各支所地域振興課で配布しています。

>>高崎市ホームページから申請書等がダウンロードできます。

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/>

各種スポーツ競技大会奨励金制度 — 各種スポーツ競技大会申請書類一式

- 奨励金交付要領
- 奨励金申請書
- 奨励金委任状
- 奨励金請求書

【お問い合わせ先】

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1

高崎市総務部スポーツ課（本庁舎 8 階）

電 話：027-321-1296

ファクス：027-325-2878

E メール：sports@city.takasaki.gunma.jp